

1 四街道市自転車活用推進計画策定の趣旨

(1) 計画の背景

自転車は、買い物や通勤・通学、子供の送迎等、日常生活における身近な移動やサイクリング等のレジャーの手段として、多くの人々に利用されています。

近年は、健康増進や環境保全への意識の高まり、災害時における移動手段やシェアサイクルの普及促進等で自転車利用のニーズが一段と高まっています。

一方、近年の交通事故件数に占める自転車事故件数の割合は2割程度と高い水準で推移しており、自転車や歩行者の安全・安心の確保が課題となっています。

このような中、自転車の活用による国民の健康増進、災害時における交通機能の維持、環境負荷の低減を図ること等、新たな課題に対応するため、交通安全の確保を図りつつ、自転車利用を増進し、交通における自動車への依存の度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」が平成29年5月に施行され、自転車活用推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画である国の「自転車活用推進計画」が平成30年6月に閣議決定されました。

その後、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、令和7年度までを計画期間とする「第2次自転車活用推進計画」が令和3年5月に閣議決定されています。

なお、自転車活用推進法第11条では、「市町村は、国及び県の推進計画を勘案し、地域の実情に応じた自転車の活用推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めなければならない」とされています。

(2) 計画の目的

本計画は、国の自転車活用推進計画で掲げる「自転車を巡る現状及び課題に対応するための4つの目標」を踏まえ、千葉県の「第2次自転車活用推進計画」（令和6年3月策定）との整合を図りつつ、本市の実情と将来の動向を見据え、具体的に実施すべき施策を定め、快適に自転車を活用できるようにし、自転車利用の向上を図ることを目的とします。

～ 国が掲げる自転車の活用の推進に関する4つの目標 ～

- ・ 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成
- ・ サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現
- ・ サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現
- ・ 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

※ 第2次自転車活用推進計画（令和3年5月）より

～ 千葉県が掲げる自転車の活用の推進に関する4つの目標 ～

- ・ 自転車の役割拡大に向けた人と環境にやさしい自転車環境づくり
- ・ 自転車利用の普及拡大による活力ある健康長寿社会の実現
- ・ 自転車を活用した観光の活性化と交流基盤の確立
- ・ 自転車事故のない安全・安心な社会の実現

※ 第2次千葉県自転車活用推進計画（令和6年3月）より

(3) 計画の位置づけ

本計画は、下図のとおり国が策定する「自転車活用推進計画」、千葉県が策定する「千葉県自転車活用推進計画」を踏まえ、本市のまちづくりの指針である「四街道市総合計画」及び「四街道市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、本市が並行して行う各種関連計画との整合を図りながら策定します。

また、自転車活用推進法第 11 条に基づく市町村自転車活用推進計画として策定するものであり、本市における自転車施策に関する最上位計画として位置づけます。

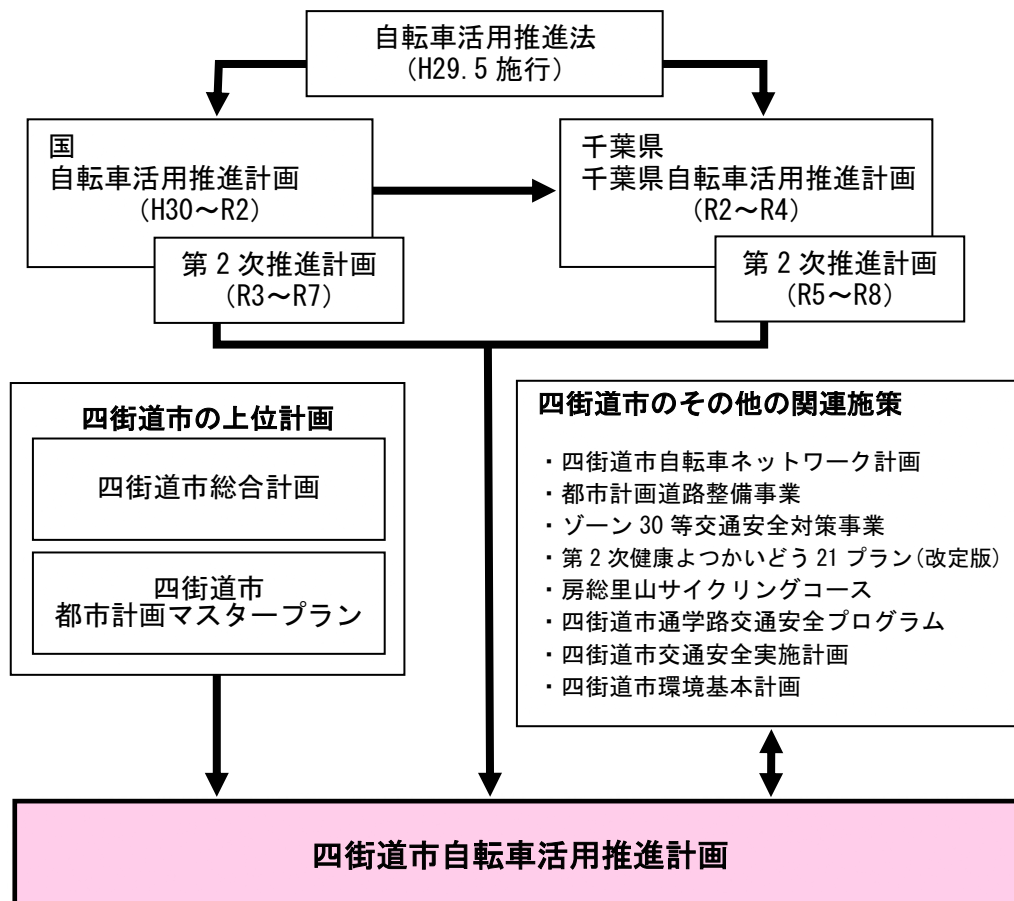


図 1-1 計画の位置づけ

(4) 計画の区域と期間

本計画の対象とする区域は、市内全域とします。

また、自転車通行空間の整備を始めとした施策の推進には、長期的な視野を持って対応する必要があるため、計画の期間は令和 6 年度から令和 15 年度の 10 か年とし、中間の令和 10 年度に計画の進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行います。

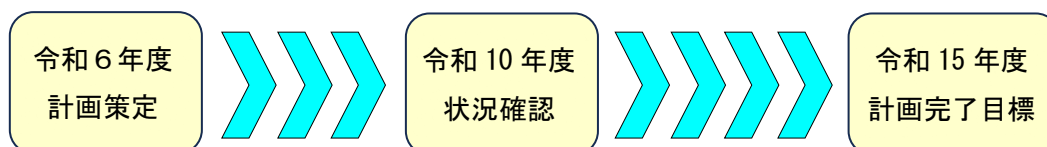


図 1-2 計画の区域と期間

(5) 対象車両

本計画で対象とする車両は、道路交通法により定義された「自転車」とします。